

福岡県公報

平成三十年七月六日
第四千六号
増刊
①

目次

規則 (第三十三号)

○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) …………… 一

告示 (第六百五十三号)

○石油コンビナート等災害防止法第二条第五号の規定に基づく第二種事業所の指定の一部改正 (防災企画課) …………… 一

規則

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年七月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

様式第一号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」並びに「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」並びに「別記様式第24又は第25」や「別記様式第15又は第16」並びに「別記様式第26又は第27」や「別記様式第17又は第18」並びに「別記様式第32又は第33」や「別記様式第23又は第24」並びに

様式第四号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」並びに「別記様式第24又は第25」や「別記様式第15又は第16」並びに

「別記様式第26又は第27」や「別記様式第17又は第18」並びに「別記様式第32又は第33」を「別記様式第23又は第24」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

告示

福岡県告示第六百五十三号

石油コンビナート等災害防止法第二条第五号の規定に基づく第二種事業所の指定(昭和五十一年九月福岡県告示第十三百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成三十年七月六日

福岡県知事 小川 洋

表中「大東タンクターミナル株式会社福岡油槽所」を「林兼石油株式会社福岡油槽所」に改める。